令和５年度　北区立神谷中学校　部活動に関する活動方針

学校における部活動の方針	北区教育委員会の方針に則り、生徒にとって望ましいスポーツ及び文化的活動環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。 ・生徒が自主的な体験活動を行うことで、楽しさや喜びを味わうとともに、規範意識や社会性を高めることで豊かな人間性を育てる。 ・生徒が学年の枠をこえて自主的、自発的な参加をするとともに、学校教育の一環として教育課程との関連を図る。 ・合理的でかつ効果的に取り組むことにより、練習と休養のバランスを図り、心身の健康と充実した学校生活を送ることができるようにする。 ・学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築する。
適切な休養日等の設定方針	北区教育委員会の方針に則り、週当たりの休養日、長期休業中の休養日、１日の活動時間については、以下を基準とする。 【休養日】 １　学期中は、週当たり２日以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも１日、週休日は少なくとも１日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。） ２　長期休業中の休養日の設定についても、「１」に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。 【活動時間】 １　１日の活動時間は、長くとも学期中の平日では２時間程度、週休日（祝日等を含む）及び長期休業中は３時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効果的な活動を行う。
設置されている 運動部活動名	バレーボール部（女子）、バスケットボール部 バドミントン部、剣道部、トレーニング部
設置されている 文化部活動名	音楽部、創作部